

# 下呂市奨学金業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

### 1.1 業務名

下呂市奨学金業務

### 1.2 目的

高等教育への進学を希望する若者に対して、下呂市奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて、奨学金申請書の受付及び貸与等を行う業務を委託する。

### 1.3 業務内容

【別紙1】「下呂市奨学金業務委託」仕様書のとおり

### 1.4 履行期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

### 1.5 提案上限額

本業務に係る費用の合計額は、17,106,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。  
なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

### 1.6 支払い方法

本業務に係る費用は、完了検査終了後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込む。

## 2. プロポーザルに関する事項

### 2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 令和7年度下呂市入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。なお、契約時においても登載されていること。
- (2) 下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成19年下呂市告示第84号）に基づく資格停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規

定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。) がなされている者( 手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 2.2 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年4月14日(月)
質疑書受付期限	令和7年4月21日(月)17時
質疑書に対する回答期日	令和7年4月23日(水)
参加申込書提出期限	令和7年4月25日(金)17時
参加申込受付通知	令和7年4月28日(月)※電子メールで通知
企画提案書提出期限	令和7年5月8日(木)17時
審査(プレゼンテーションによる審査)	令和7年5月9日(金)予定
審査結果通知・公表	令和7年5月12日(月)予定※電子メールで通知
業務委託契約締結	令和7年5月13日(火)予定

## 2.3 参加申込書の提出

### 2.3.1 提出期限

令和7年4月25日(金)17時まで、  
※郵送の場合は、4月25日(金)必着

### 2.3.2 提出場所・方法

下呂市教育委員会教育総務課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参、または郵送により提出すること

### 2.3.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- (1)【様式1】参加申込書
- (2)【様式2】参加資格に関する申立書
- (3)【様式3】受注実績調書
- (4)【様式4】会社概要書

#### 2.3.4 参加申込受付通知

令和7年4月28日（月）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

#### 2.3.5 参加申込受付通知

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を教育総務課へ事前に電話連絡のうえ、持参して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

### 2.4 質疑書の提出

質疑がある場合は、【様式5】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

#### 2.4.1 質疑書の提出

##### (1) 提出期間

令和7年4月23日（水）17時まで

##### (2) 提出場所・方法

教育総務課へ持参、または電子メール（kyouikusoumu@city.gero.lg.jp）にて提出すること。なお、件名は「下呂市奨学金業務質疑」とすること。

#### 2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和7年4月23日（水）までに随時、電子メールにて回答する。また、本市ホームページにおいて周知する。

### 2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。

#### 2.5.1 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書（任意の様式）※1社1案とする	8部
2. 費用見積書	1部

#### 2.5.2 提出書などの提出

##### (1) 提出期間 令和7年5月8日（木）17時まで

※郵送の場合は、令和7年5月8日（木）必着

##### (2) 提出場所・方法

教育総務課へ事前に電話連絡のうえ、企画提案書などを持参、または郵送により提出すること。持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までの間で受け付ける。

## 2.6 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

## 2.7 優先交渉権者などの選定方法

### 2.7.1 審査方式

参加申込者が作成し提出した提案内容について、下呂市奨学金業務業者選定委員会において評価基準に基づき評価を行い、以下の方法で審査を実施し契約候補者を決定する。

(1)参加申込者が「2.9.1 失格・無効」についての事項に該当しない場合には、その参加申込者をプロポーザル提案者（以下、提案者という。）とする。

- ・提案者全員によるプレゼンテーション及びヒアリング、評価項目ごとに選定委員会委員による評価を実施する。
- ・評価合計点を基に選定委員会で協議し、契約候補者を決定する。

(2)評価基準は、「下呂市奨学金業務評価順位決定基準」により評価を行う。

### 2.7.2 審査方式

契約候補者の決定 選定委員会による審査のもと、評価合計点の多い順に順位を決定し、最多得点の最優秀提案者を契約候補者とし、優秀提案者を次点候補者、第3位提案者を第3候補者とする。以下の順位についても同様とする。

### 2.7.3 提案者が一者又はない場合の取扱い

提案者が一者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

### 2.7.4 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知 最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和7年5月12日（月）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 公表 参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和7年5月13日（火）に本市ホームページ上に公表する。

(3) 非選定理由の説明 非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後1週間に限り認める。

## 2.8 契約

### 2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務に

係る契約を締結する。

#### 2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

#### 2.8.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、下呂市契約規則などの定めるところによる。

### 2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

#### 2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1)参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5)優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6)契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

#### 2.9.2 留意事項

- (1)提出された企画提案書などは返却しない。
- (2)提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3)提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4)企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6)提出された書類は下呂市情報公開条例、および下呂市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7)企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。

**【問い合わせ先および各種書類の提出先】**

下呂市教育委員会 教育総務課

〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8

(Tel) 0576-52-4800

(Fax) 0576-52-3166

(e-mail) [kyouikusoumu@city.gero.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.gero.lg.jp)